

浜松市



適正飼養ガイドライン



2024年4月

目次

ガイドラインのまとめ	1
はじめに	3
I. 現状と課題	3
II. 飼い主であるということに責任を持つ (犬の飼い主・猫の飼い主共通事項)	5
III. 犬編	6
1) 基本的な考え方	6
2) 適正な飼い方	6
IV. 猫編	14
～ 猫についての基礎知識 ～	14
1 飼い猫	15
1) 基本的な考え方	15
2) 適正な飼い方	15
2 野良猫（飼い主のいない猫）	20
1) 基本的な考え方	20
2) 適正管理のルール	20
～ 地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指して ～	23
V. その他	24
浜松市動物の愛護及び管理に関する条例	25

ガイドラインのまとめ

犬猫共通で守っていただきたいこと

- ①終生飼養 (犬 P. 8、猫 P. 15)
いったん飼い始めたら、最後までお世話しましょう
- ②健康管理 (犬 P. 8、猫 P. 17)
健康でいられるよう、適切に管理しましょう
- ③繁殖管理 (犬 P. 9、猫 P. 17)
みだりに繁殖することがないようにしましょう
- ④多頭飼育 (犬 P. 12、猫 P. 17)
犬猫合わせて10頭以上飼う場合は市に届出をしてください
- ⑤災害対策 (P. 24)
災害に備えて、水や食べ物の備蓄や必要な資機材の準備をしましょう
- ⑥感染症対策 (P. 24)
人と動物の両方が感染する病気に気を付けましょう

犬を飼う場合に守っていただきたいこと

- ①登録 (P. 6)
犬を飼い始めたらまず登録をしてください
- ②狂犬病予防注射 (P. 7)
毎年1回、狂犬病の予防注射をしてください
- ③鑑札と狂犬病予防注射済票 (P. 7)
登録と狂犬病予防注射をしたら、鑑札と注射済票を常に犬に着けてください



④放し飼いにしない (P. 9)

犬は常にリードでつなぐか囲いの中に入れてください

⑤迷惑防止 (P. 5)

犬の鳴き声やふんの放置等で人に迷惑をかけないようにしましょう

⑥しつけ・訓練 (P. 11)

他人に迷惑をかけないように、適切にしつけや訓練をしましょう

⑦咬傷事故 (P. 11)

他の人や犬等をかまさないよう管理し、かんでしまった場合は市に届け出てください

⑧逃げてしまったとき (P. 13)

逃げてしまった場合は市と警察に連絡をしてください

猫を飼う場合に守っていただきたいこと

常に屋内で飼育しましょう (P. 16)

野良猫について守っていただきたいこと

繰り返し餌を与える場合は、他にもしていただきたいことがあります

- ・不妊手術をして増えないようにしましょう
- ・餌を食べ終わったらすぐ片付けましょう
- ・トイレを設置しましょう (P. 20)
- ・周辺住民の理解や協力が得られるよう努力しましょう (P. 21)



はじめに

近年、犬猫などの動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっています。

一方で、住環境や生活スタイルなどが変化する中で、飼われ方も様々となり、周辺環境に悪影響を及ぼすような事例が全国的にも発生しています。

浜松市においても、犬や猫のふん尿被害、飼い主のいない猫への無責任な餌やり、飼養数が増えて飼い主が適正に管理できなくなる多頭飼育崩壊、飼い主の都合による飼育放棄など、様々な問題が発生しています。

このような中、動物の適正な取扱いや動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命や財産に対する侵害を防止し、人と動物の共生する社会の実現を目指すため、これまでの条例を見直し、令和6年4月に「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を新たに制定しました。

本ガイドラインでは、犬猫の正しい飼い方や飼い主としての責務、飼い主のいない猫に対するルールなどを明確にすることにより、動物愛護のための適正飼育、終生飼養についての理解を深め、人と動物が快適に共生できる街づくりを目指します。

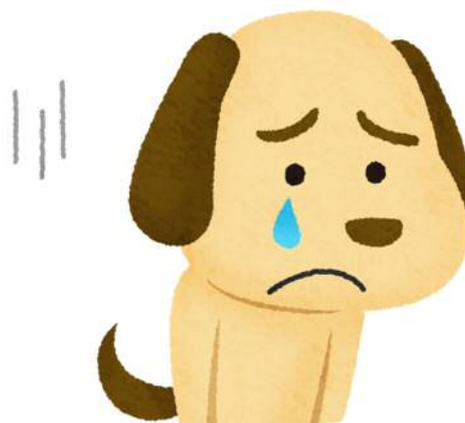
I. 現状と課題

犬や猫を飼う人が増えている中で、不適正な飼い方への相談や苦情、野良猫への無責任な餌やりによるふん尿被害や植物・器物の破損など、生活環境への被害も生じています。

また、国のアクションプランでは、飼い主の意識向上、引取り数の削減、返還と適正譲渡の推進により、殺処分数をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指しています。

浜松市でも、引き取った犬猫についてはできる限り譲渡を行うとともに、飼い主に対しては適正な飼養を求めています。野良猫に関しても、長期的な視野で数を減らしていくことが、問題の解決に繋がることから、不妊手術の推進や助言などを行っていますが、いまだ諸問題の解決には至っていません。

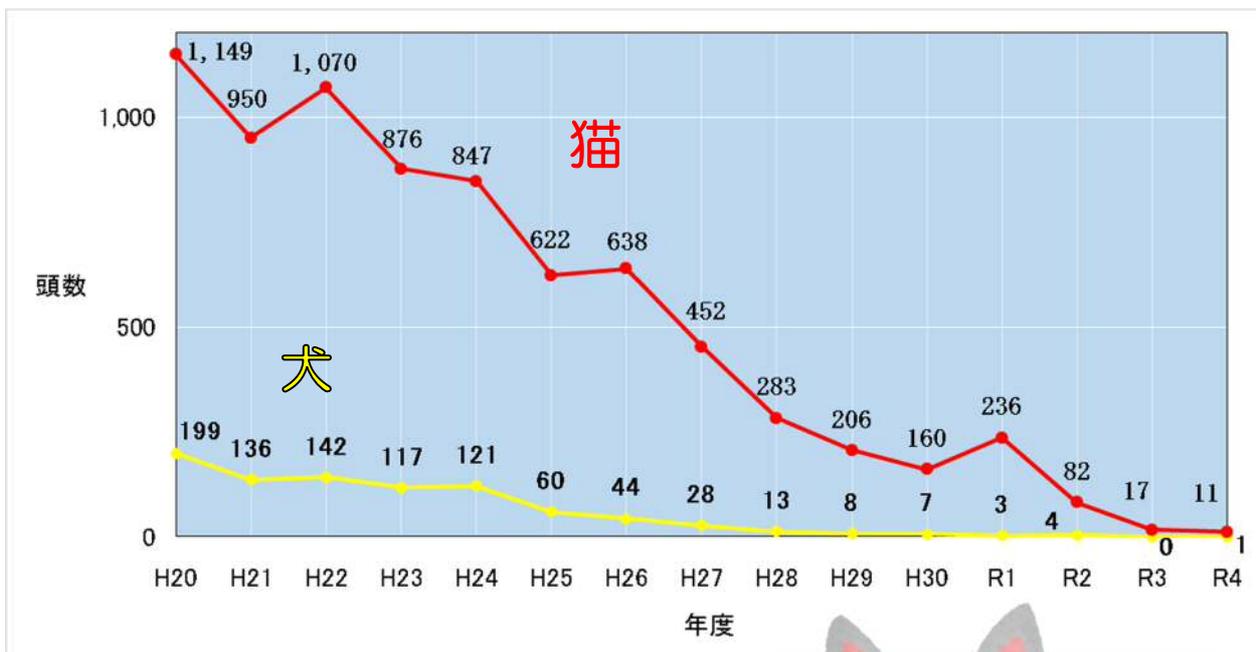
人と動物の共生する社会の実現を目指すため、飼い主や地域住民、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。



浜松市の犬猫の苦情・相談数（鳴声、汚物、臭気、器物破損の合計）



殺処分数



Ⅱ. 飼い主であるということに責任を持つ

<命を預かる責任>

「ペットを飼う」ということはペットの命を預かるということ

○ 快適で安全な環境を整える

ペットの習性を理解し、快適で安全に暮らせるように環境を整え、最後まで適切に飼うことが必要です。

○ 命を終えるまで飼いつける（終生飼養）

ペットを飼い始めたあとの生活環境の変化（引越し、家族構成の変化、経済的な問題など）があっても適正に飼いつけられるか、事前によく考えなければいけません。

また、ペットが高齢期を迎えると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要になる場合もあり、飼い主への精神的・身体的な負担が増えることとなります。

さらに、飼育中に飼い主自身が高齢期を迎える場合もあります。

ペットを飼う前から、このような事態への心構えと準備をしておくことが大切です。

<社会に対する責任>

ペットだけでなく周囲への配慮もしなければなりません

○ 周辺への配慮及びルールやマナーを守る

飼い主もペットも地域社会のルールの中で暮らしているため、自分勝手な行動は許されません。

他人の土地や公共の場所にペットの排泄物が放置されているのは、誰にとっても不快だけでなく、衛生上も問題があります。

鳴声や臭いなどを迷惑に感じている人もいます。

飼い主のマナーが悪いことにより、周辺住民とのトラブルに発展する可能性がありますので、ルールやマナーは必ず守ること。

○ 人や動物に危害を及ぼさない

地域の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。

放し飼いは、かみつきの事故や飛び出しによる交通事故など、人やペットがけがをする危険があります。

飼い犬の係留を厳守することや、飼い猫の屋内飼いに努めるなど、人の身体や財産、他の動物への危害などを与えないように対策すること。

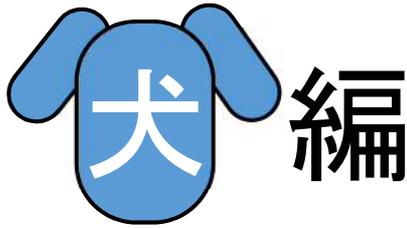
【本ガイドラインに関する法令】

狂犬病予防法

動物の愛護及び管理に関する法律

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、動愛条例）

Ⅲ.



1) 基本的な考え方

飼い主または飼い主になろうとする者は、犬の習性を理解し、犬の健康や安全を脅かすことなく、また、周りに迷惑をかけることがないように責任をもって最期まで飼わなければなりません。

また、犬の飼い主には法令等により定められた事項がありますので、しっかりと認識し、遵守しなければなりません。

(動愛条例第5条(飼い主になろうとする者の責務)、第6条(飼い主の責務))

2) 適正な飼い方

○ 飼い犬の登録

犬の飼い主は、犬を取得した日(生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日)から30日以内に登録の手続きを行わなければなりません。

登録をすると浜松市から鑑札と「犬」ステッカーが交付されます。

(狂犬病予防法第4条第1項)

登録場所・方法

市の施設	動物愛護教育センター (053-487-1616) 保健所浜北支所 (053-585-1398) 保健所保健総務課 (053-453-6111) 東行政センター (053-424-0164) 西行政センター (053-597-1117) 南行政センター (053-425-1382) 北行政センター (053-523-3120) 天竜区役所まちづくり推進課 (053-922-0033) 春野支所 (053-983-0001) 佐久間支所 (053-966-0002) 水窪支所 (053-982-0002) 龍山支所 (053-966-2113)
動物病院	浜松市から委託を受けている動物病院で受け付けています。 直接各動物病院へお問い合わせください。
定期集合注射会場	浜松市内の一部地域で行われる定期集合注射会場で受け付けています。

○ 狂犬病予防注射

生後 90日を経過した犬の飼い主は、その犬に毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

予防注射を受けると狂犬病予防注射済票または狂犬病予防注射済証が交付されます。

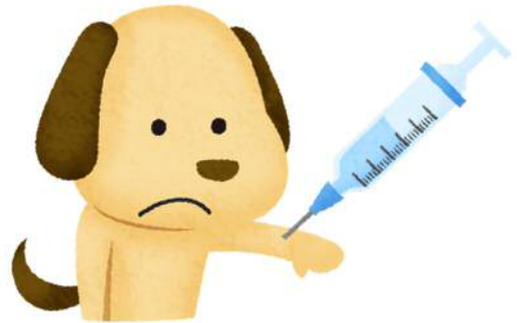
狂犬病予防注射済証が交付された方は、前記（飼い犬の登録場所）の市の施設で狂犬病予防注射済票を受け取ってください。

（狂犬病予防法第 5 条第 1 項）

すでに犬の登録を受けられている方には、3 月下旬に案内はがきを郵送します。

狂犬病予防注射の接種場所・狂犬病予防注射済票の交付

動物病院	狂犬病予防注射は各動物病院で受け付けています。 動物病院によっては、狂犬病予防注射済票の交付も受けられます。 直接各動物病院へお問い合わせください。
定期集合注射会場	浜松市内の一部地域で行われる定期集合注射会場で、注射と狂犬病予防注射済票の交付を受け付けています。



○ 鑑札および狂犬病予防注射済票の装着義務

鑑札および注射済票は、首輪などを利用して常に犬に着けなければなりません。

（狂犬病予防法第 4 条第 3 項、狂犬病予防法第 5 条第 3 項）

万が一、犬が迷子になって保護された場合でも、鑑札と注射済票が装着されていれば、記載された番号から飼い主を見つけやすくなります。

鑑札および注射済票の装着義務を怠った場合には、罰則が科せられます。

（狂犬病予防法第 27 条第 1 号、第 2 号）

飼い犬の飼養等を明らかにするため、家の入口などの見やすい場所にその旨を表示（「犬」ステッカーの貼り付け）しなければなりません。

（動愛条例第 8 条第 6 号（犬の飼い主の遵守事項））



鑑札



狂犬病予防注射済票



「犬」ステッカー

○ マイクロチップの装着

犬の所有者は、その所有する犬にマイクロチップを装着するよう努めなければいけません（犬の販売業者は装着してから販売することが義務付けられています）。

マイクロチップとは、所有者に関する情報や個体の識別のための情報が記録された電子標識器具で、皮膚の下に埋め込みます。

万が一犬が迷子になった時でも、保護された際にマイクロチップの情報を読み取ることによって所有者や個体の情報を知ることができます。

（動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 2（マイクロチップの装着））

○ 終生飼養

終生飼養は飼い主の責務です。

現在、犬の多くは 10～15 年以上生きます。また、犬を飼うには、法律により義務付けられている登録時の費用や毎年の狂犬病予防接種をはじめ、餌代や病気の予防、治療など多額の費用がかかります。さらに犬が高齢期を迎えると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要になる場合もあり、飼い主への精神的・身体的な負担が増えることとなります。

また、飼い主自身が、引越しや家族構成の変化などにより、生活環境が変化することがあるかもしれません。

どんな状況になっても最期まで責任をもって面倒を見られるか家族などと話し合い、よく考えてから飼いましょう。飼い主がどうしても飼えなくなった場合に備えて、代わりに世話をしてくれる人を決めておきましょう。

（動愛条例第 5 条（飼い主になろうとする者の責務）、第 6 条（飼い主の責務））

○ 健康管理 食事の管理

毎日の世話を通して、食欲や排せつ、動作などに異常がないか気を配りましょう。

特にふんの状態の観察や、体を触って異常があるかどうか確認することは重要です。普段からかかりつけの動物病院を決めておき、異常が見つかったら早めに相談しましょう。

犬には感染症や生活習慣病など、人と同じようにたくさんの病気があります。定期的な健康診断や感染症を予防するための予防接種、フィラリアやノミ・ダニといった寄生虫の駆虫や駆除など、犬の健康維持に努めましょう。

食事については、人と同じ食べ物を犬に与えるのはお勧めしません。人の食べ物は犬にとって脂肪分や塩分量が多すぎる場合があります。犬は人間と必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンの種類なども異なります。栄養面で安心できる良質なドッグフードを与えるようにしましょう。

また、人が普段食べているものの中にも、犬にとっては毒となるもの（チョコレートやネギ類など）があります。犬が間違っても食べないように気をつけましょう。

（動愛条例第 7 条（飼い主の遵守事項））

○ 不妊手術

犬は生後6～9か月で繁殖できる体に成長します。

メスは、年に1～2回出産することが可能で、1回に出産する子犬の数は犬種や体の大きさにもよりますが、5～10頭ほどです。

無計画に繁殖させると、あっという間に数が増え、適正に飼育できる数を超えてしまいます。

子供を産ませるつもりがない場合には、メスは避妊手術、オスは去勢手術を実施しましょう。

不妊手術を実施することにより、穏やかな性格になると言われています。特にオスでは、他のオスや人に対する攻撃、縄張り意識によるマーキングが少なくなり、ケンカでけがをおったりすることも少なくなります。

また、オスの精巣腫瘍、メスの卵巣腫瘍や乳腺腫瘍、子宮水腫、子宮蓄膿症などの生殖器の病気や性ホルモンに関係する病気を予防する効果もあります。

(動愛条例第6条第2号(飼い主の責務)、第8条(犬の飼い主の遵守事項))

○ 犬の係留

犬の飼い主は、常に飼い犬を係留しておかなければなりません。係留とは、綱や鎖でつなく、又は柵やおり等の囲いの中に入れることをいいます。

係留は適切な方法で行わなければいけません。自宅敷地内であっても、綱や鎖が長すぎることによる来客者等への事故に気を付けましょう。囲いの中で飼育する場合は、中に安易に人を入れたり、囲いから逸走したりすることがないようにしましょう。室内飼いをする場合は、来客者等に危害を加えたり、玄関や窓等から逸走することがないように気を付けましょう。



犬を散歩させるときは、逸走しないようリードを使い、犬を確実に制御できる人が行って下さい。散歩時に通行人や他の犬がかまれる事故が頻繁に発生しています。また、犬が苦手な人もいますので、常に周囲の人や状況に配慮し、適切な対応をしてください。

公園などで遊ばせたり散歩をさせる時は、他の人がいない状況下であっても、必ずリードを持ち、犬を離さないでください。長すぎるリードで他の人に迷惑がかかることもないようにしましょう。

逸走防止のため、適切な首輪やチェーンなどを使用し、破損や劣化がないか定期的に確認しましょう。柵やおり等の囲いも定期的に点検しましょう。

(動愛条例第9条(飼い犬の係留))

○ 適度な運動

犬は、健康を保つために散歩等による適度な運動が必要です。運動不足は、ストレスや肥満の原因となり、無駄吠えが増えることにより、近隣に迷惑がかかる場合もあります。

運動は、犬の種類や発育状況に応じた適切な回数や時間にしましょう。夏場は暑い時間帯を避けることも必要です。

また、運動は必ず犬を制御できる人が行い、散歩中に人や他の犬などを襲うことがないようにしなければいけません。運動中であってもリードをするもしくは囲いの中で行う等、係留義務を守りましょう。

(動愛条例第8条(犬の飼い主の遵守事項))

○ 糞尿の処理

日頃から、散歩時ではなく自宅で排泄をする習慣をつけましょう。周辺環境を常に清潔にしておきましょう。

散歩時等には、犬の糞等を処理するための用具(処理袋、ペットシート、尿を洗い流す水など)を必ず持ち、犬の糞はすぐに除去し、必ず持ち帰らなければなりません。

尿についても他人の敷地や構造物、電柱、道路標識などにさせないようにし、やむを得ず道路上に排尿してしまった場合は、水で洗い流すなどの処理をしてください。

(動愛条例第7条(飼い主の遵守事項)、動愛条例第8条(犬の飼い主の遵守事項))



○ 良好な飼育環境

飼育環境は良好に保ちましょう。頻繁な犬の鳴き声、ふん尿の放置による悪臭、ノミ・ダニの発生、抜け毛の不始末などは、周囲で生活する方の迷惑になります。不衛生な環境は犬にとってもよくありません。

○ しつけ

犬の特性は犬種ごとに異なります。飼い犬の特性や習性を理解し、しつけを行いましょ。う。しつけは、飼い主とのコミュニケーションを図る手段でもありますので、習慣化して行うようにしましょう。

また、しつけは、飼い主の安全や周囲の人に迷惑をかけないためにも大切です。

かみ癖などの攻撃性は、咬傷事故の原因となるだけでなく、その犬を飼いつけるうえでも大きな障害となります。



(動愛条例第7条(飼い主の遵守事項)、第8条(犬の飼い主の遵守事項))

○ 咬傷事故(かみつき事故)発生時の対応

【飼い主】

飼い犬が人をかんでしまった時は、直ちに適切な応急措置と新たな事故が発生しないように努めてください。

飼い犬が人をかむなど、人の身体や財産に危害を加えたときは、速やかに市に届け出なければなりません。

また、飼い犬が人や他の動物(哺乳類)をかんだときは、直ちにその犬を獣医師に検診させ、狂犬病の有無を確認しなければなりません。

市は、新たな事故の発生を防止するため、飼い主に対して指導や命令を行います。

市への届出や検診をさせなかった場合や、命令に従わなかったときは、飼い主に罰則が科せられます。

(動愛条例第10条(飼い犬の加害の届出)、12条(加害飼い犬の飼い主に対する措置))

【被害者】

他の人が所有する飼い犬からかまれるなどの被害を受けたときは、市に届け出てください。

市は、飼い主からの届け出と被害者からの届け出の双方を確認することにより、事故状



況の詳細を把握することができ、新たな事故の発生を防ぐための適切な指示等を行うことができます。

(動愛条例第 11 条 (飼い犬による被害の届出))

咬傷事故の届出・相談先

事故発生場所	届出・問合せ先
中央区 (三方原地区を除く)	動物愛護教育センター (053-487-1616)
浜名区、天竜区 中央区 (三方原地区のみ)	保健所 浜北支所 (053-585-1398)

○ 多頭飼育

犬を複数飼う場合は、適切に飼育できる頭数までとします。

犬は自分で繁殖をコントロールすることはできません。

無計画に繁殖させると、あっという間に数が増えてしまいます。

多頭飼育による過密な環境はそれだけで犬にとって強いストレスになるだけでなく、適切な世話が行き届かず、ふん尿などの汚物が放置され、衛生状態は悪化し、病気も発生しやすくなります。

人と動物の共通感染症の発生のおそれもあり、悪臭や鳴き声などで周囲の環境を悪化させて近隣住民にも大きな迷惑がかかります。飼い主本人やその家族にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、動物も人も不幸にしてしまいます。

浜松市では、多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、動物の健康や安全、人の生命や財産、生活環境の保全を守るため、犬及び猫を合計して 10 頭以上飼養する場合は、市への届け出の義務があります。

(動愛条例第 7 条第 2 項 (飼い主の遵守事項)、第 17 条 (犬又は猫の多頭飼養の届出))

多頭飼育の届出先

飼養場所	届出・問合せ先
中央区 (三方原地区を除く)	動物愛護教育センター (053-487-1616)
浜名区、天竜区 中央区 (三方原地区のみ)	保健所 浜北支所 (053-585-1398)

○ 犬の登録内容の変更等

飼い犬が亡くなったとき、飼い主の住所等に変更があったときは、速やかに市に届け出をしてください。

死亡届は、動物愛護教育センターのホームページからオンラインによる届出も可能です。
(オンラインによる死亡届 <https://www.hama-ikyuu.jp/information/kainushi/#e8da28ad>)

※QRコードは下記

死亡時もしくは登録内容変更時の届出先

犬の登録場所	届出・問合せ先
中央区（三方原地区を除く）	動物愛護教育センター（053-487-1616）
浜名区、天竜区 中央区（三方原地区のみ）	保健所 浜北支所（053-585-1398）

○ 飼い犬が逃げてしまった（犬を保護した）とき

飼い犬が逃げてしまったとき、または犬を保護したときは、最寄りの警察署・派出所および下記の動物愛護センターまたは保健所浜北支所へ連絡してください。

○ その他のお問合せ先

犬の飼養等に関してご不明なときは、下記へお問合せください。

飼い主の居住地	届出・問合せ先
中央区（三方原地区を除く）	動物愛護教育センター（053-487-1616）
浜名区、天竜区 中央区（三方原地区のみ）	保健所 浜北支所（053-585-1398）



オンラインによる死亡届



IV.

猫編

～ 猫についての基礎知識 ～

○ 繁殖

オスは生後6か月くらいから、オス特有の性行動（他の猫に覆いかぶさろうとする行為、喧嘩、尿を壁などに吹き付けるスプレー行為など）が見られるようになり、生後約9～12か月で性成熟を迎えます。

メスは生後4～5か月くらいから発情が始まり、生後約6～10か月で性成熟を迎えます。一般的に年2、3回、約3か月間隔で発情が見られ、約1週間続きます。猫は交尾により排卵が起こるため、高い確率で妊娠します。

妊娠期間は約2か月で、1回に3～6頭の子猫を産みます。

計算上では1頭のメス猫が1年で20頭、2年で80頭以上に増えることが可能です。

○ 排泄

乾いた場所で、やわらかい土や砂地を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。この習性を利用すれば、トイレのしつけをすることができます。

○ 寿命

飼い猫の平均寿命は、10～15年程度とされていますが、最近では、それ以上に長く生きる猫も珍しくありません。

一方で、野良猫は、外で生活するため、感染症やケンカ、事故などにより、飼い猫と比べて寿命が短い傾向にあり、平均寿命は3～5年程度とも言われています。

○ 不妊手術

自由に繁殖できる状況では、あっという間に数が増えてしまいます。

また、発情したメス猫の臭いは、オス猫を交尾行動に駆り立て、交尾をめぐりオス同士のケンカが起こります。メス猫も発情期には落ち着きをなくします。

不妊手術をすることにより性格がおだやかになり、発情期特有の困った行動（大きな鳴声や落ち着きがなくなるなど）がなくなり、オス猫のマーキング行動（スプレー行為）も減ることにより特有の臭いも軽減されます。

さらに、生殖器の病気や性ホルモンに関係する病気を予防する効果もあります。

1 飼い猫

1) 基本的な考え方

飼い主または飼い主になろうとする人は、猫の習性を理解し、猫の健康や安全を脅かすことなく、また、周りに迷惑をかけることがないように責任をもって最期まで飼わなければなりません。

(動愛条例第5条 (飼い主になろうとする者の責務))

第6条 (飼い主の責務))



2) 適正な飼い方

○ 終生飼養

終生飼養は飼い主の責務です。

猫は、屋内で適切に飼養すれば20年近く生きることがもできます。また、猫を飼うには、餌代や病気の予防、治療など多額の費用がかかります。さらに猫が高齢期を迎えると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要になる場合もあり、飼い主への精神的・身体的な負担が増えることとなります。

また、飼い主自身が、引越しや家族構成の変化などにより、生活環境が変化することがあるかもしれません。

どんな状況になっても最期まで責任をもって面倒を見られるか家族などと話し合い、よく考えてから飼いましょう。飼い主がどうしても飼えなくなった場合に備えて、代わりに世話をしてくれる人を決めておきましょう。

(動愛条例第5条 (飼い主になろうとする者の責務)、動愛条例第6条 (飼い主の責務))



○ 屋内飼育

猫は屋内で飼うのが基本です。

屋外では野良猫との接触やけんかによる感染症の罹患、交通事故など、猫にとっての多くの危険があります。

また、他者の敷地内でのふん尿や家屋・車等へ傷をつけるなど、周辺住民に迷惑をかけることもあり、トラブルに発展する可能性もあります。

屋内に上下運動できる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的・身体的なストレスを与えないように心掛けてください。



(動愛条例第 13 条 (猫の飼い主の遵守事項))

トイレのしつけ

猫を飼う際は、トイレのしつけをしましょう。

猫は、1 日に 3 回程度の排尿と 1 ～ 2 回の排便をします。猫は砂などを掘り起こして用を足す習性があるため、それをうまく利用することでトイレのしつけは比較的簡単に行う事ができます。

市販の猫用トイレに猫用砂を入れたものを用意しましょう。

猫は汚れたトイレを嫌うので、いつも清潔にしておきましょう。また、排泄物を確認することで、量・臭い・色調などの変化に気付くことができ、病気の早期発見にもつながります。

寝床

寝床を用意しましょう。

猫は狭いところが好きです。体がすっぽり入る程度の市販のハウスや段ボール箱などにタオルなどを敷くと良いでしょう。キャリーケージを寝床として使用すれば、病院に連れて行くときや災害時にストレスを与えずに運んだり避難することができます。

つめとぎ

つめとぎを用意しましょう。

つめをとぐのは猫の習性のひとつで、やめさせることはできません。

家具や柱でつめをとぐのは、飼い主としても困りものですので、専用のつめとぎを用意し、大切な家財を傷から守りましょう。

遊び場

立体的な遊び場を用意しましょう。

猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーや家具などを上手に利用して、高低差のある環境を整えてあげましょう。

室内の温度、湿度管理

室内の温度管理に気を付けましょう。

猫は寒さや暑さが苦手です。夏場に留守にするような場合は、エアコンをかけるなど、適度な温度や湿度を保つ必要があります。

また、いつでも自由に新鮮な水が飲めるようにしておきましょう。

○ 健康管理 食事の管理

毎日の世話を通して、食欲や排泄、動作などに異常がないか気を配りましょう。

特にふんの状態の観察や、体を触って異常があるかどうか確認することは重要です。普段からかかりつけの動物病院を決めておき、異常が見つかったら早めに相談しましょう。

猫には感染症や生活習慣病など、人と同じようにたくさんの病気があります。定期的な健康診断や感染症を予防するための予防接種、ノミ・ダニの駆除など、猫の健康維持に努めましょう。

人と猫では食べるものが違います。猫は肉食性で、高タンパクで高脂肪の食事を好み、人間と必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンの種類なども異なります。栄養面で安心できる良質なキャットフードを与えるようにしましょう。

また、人が普段食べているものの中にも、猫にとっては毒となるもの（チョコレートやネギ類など）があります。猫が間違えて食べないように気をつけましょう。

（動愛条例第7条（飼い主の遵守事項））

○ 不妊手術

猫の繁殖力は大変高く、3～6頭の子猫を年2、3回生みます。

不妊手術をしないままオス猫とメス猫を一緒にしておくと、あっという間に数が増えてしまいます。

たまたま外に出てしまったときに妊娠するケースもあります。

子供を産ませるつもりがない場合には、メスは避妊手術、オスは去勢手術を実施しましょう。

不妊手術を実施することにより、人慣れしやすい穏やかな性格になり、喧嘩も減少し、行動範囲が狭くなるほか、オス猫のマーキング行動（尿スプレー）も減ることにより特有の臭いも軽減されます。また、オスの精巣腫瘍、メスの卵巣腫瘍や乳腺腫瘍、子宮水腫、子宮蓄膿症などの生殖器の病気や性ホルモンに関係する病気を予防する効果もあります。

（動愛条例第6条第2号（飼い主の責務）、動愛条例第13条（猫の飼い主の遵守事項））



○ 多頭飼育

猫を複数飼う場合は、適切に飼育できる頭数までとします。

猫は自分で繁殖をコントロールすることはできません。

不妊手術をしていないオス猫とメス猫を飼育していると、あっという間に飼い主が世話できる数以上に増えてしまいます。ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が全国的にも



発生し、大きな社会問題となっています。

多頭飼育による過密な環境はそれだけで猫にとって強いストレスになるだけでなく、適切な世話が行き届かず、ふん尿などの汚物が放置され、衛生状態は悪化し、病気も発生しやすくなります。

人と動物の共通感染症の発生のおそれもあり、悪臭や異常な鳴き声などで周囲の環境を悪化させて近隣住民にも大きな迷惑がかかります。飼い主本人やその家族にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、動物も人も不幸にしてしまいます。

浜松市では、多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、動物の健康や安全、人の生命や財産、生活環境の保全を守るため、犬及び猫を合計して 10 頭以上飼養する場合は、市への届け出の義務があります。

(動愛条例第 7 条第 2 項 (飼い主の遵守事項)、第 17 条 (犬又は猫の多頭飼養の届出))

○ 所有者明示・マイクロチップの装着

万が一猫が逃げた時や予期せぬ災害時に迷子にならないように、連絡先を書いた迷子札を付けましょう。首輪を着ける場合は、首輪が引っかかった際に外れる安全首輪を選ぶと安心です。

また、猫の所有者は、その所有する猫にマイクロチップを装着するよう努めなければいけません (猫の販売業者は装着してから販売することが義務付けられています)。

マイクロチップとは、所有者に関する情報や個体の識別のための情報が記録された電子標識器具で、皮膚の下に埋め込みます。

万が一猫が迷子になった時でも、保護された際にマイクロチップの情報を読み取ることによって所有者や個体の情報を知ることができるので、飼い主のところへ戻る可能性が高くなります。

(動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 2 (マイクロチップの装着))



○ 猫の遺棄の防止

動物を捨てる (遺棄する) ことは犯罪です。

遺棄は、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 4 4 条で禁止されており、違反した場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられます。

また、みだりに給餌や給水をやめたり、飼養密度が著しく適正を欠いた状態による衰弱、病気や怪我の状態での放置、排泄物が堆積した状態での飼育は虐待行為となり、

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられます。

また、愛護動物をみだりに殺したまたは傷つけた者は、5 年以下の懲役または 5 百万円以下の罰金が科せられます。



どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。
それでも飼い主が見つからない場合は、動物愛護教育センターまたは保健所浜北支所に相談してください。

○ 届出・お問合せ先

多頭飼育の届出、飼い猫の引取り相談

飼い主の居住地	届出・お問合せ先
中央区（三方原地区を除く）	動物愛護教育センター（053-487-1616）
浜名区、天竜区 中央区（三方原地区のみ）	保健所 浜北支所（053-585-1398）

2 野良猫（飼い主のいない猫）

1) 基本的な考え方

野良猫は、もとは飼い猫であったものが、飼い主が飼育できずに捨てたり、不適切な飼い方による繁殖によって、飼い主のいない猫になったもの、もしくはその子孫たちです。

このような猫が「かわいそうだから」とか「かわいいから」という理由で、餌だけを与えることは、近隣へのふん尿被害や、餌の放置により生活環境が悪化するほか、野良猫が繁殖し続けて、より多くの不幸な猫を増やすことにもなります。



野良猫に餌を与えるのであれば、最後まで責任をもって世話をしなければなりません。猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられており、今いる猫を排除することはできません。野良猫は長期的な視野で、その数を減らしていくことが大切です。

これらへの対策として、地域猫活動があります。地域猫活動とは、地域住民が主体となり、不妊手術を行うとともに、給餌、給水、排泄物の処理、周辺の清掃など、適切な管理を行い、野良猫の数を減らすことで野良猫問題を徐々に解決する活動であり、浜松市ではこの地域猫活動を推奨しています。

2) 適正管理のルール

野良猫の世話をするのであれば、次のことを必ず行いましょう。

○ 不妊手術

猫の繁殖力は大変高く、3～6頭の子猫を年2、3回生みます。

野良猫の不妊手術をしないと、あっという間に数が増えてしまいます。

動物病院で不妊手術を行い、数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることで、将来的に野良猫になってしまう猫を減らしていくことが重要です。

野良猫の不妊手術をする場合は、手術済みの猫であるということが一目でわかるように、耳先をV字カットしてもらいましょう。

浜松市では、市民・浜松市・動物病院の3者が協働することにより、不妊手術費の市民負担が軽減される制度があります（相談先はP.22）。

（動愛条例第14条（飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項））



○ 餌の管理

猫に餌を与える場所は、自宅の庭など、自身が所有・管理する場所で行いましょう。
それ以外の場所で行う場合は、その場所の所有者等に説明し、事前に承諾を受けておかなければなりません。

また、周囲に迷惑をかけないように注意し、苦情などがあれば誠意をもって対応しましょう。

餌は決められた時間に与え、容器を置きっぱなしにせず、食べ終わったらすぐに片付け、周囲の清掃をしましょう。

餌を置きっぱなしにすると、他の猫やカラス等の野生動物が集まってきたり、衛生害虫が発生することもありますので、食べ終わったらすぐに片付けてください。



(動愛条例第 14 条(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項))

○ ふん尿の管理

餌やり場の周辺で、周囲の住民に迷惑がかからない場所に、猫用のトイレを設置しましょう。

プランターや物かげに砂や土を盛っただけでもトイレとして使うことができます。

トイレは常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

また、トイレ以外の場所でもフンをしていないか確認し、適切な処理や清掃を行いましょう。

(動愛条例第 14 条(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項))

○ 世話をしている猫の把握・管理

世話をしている猫を把握し、識別できるようにしましょう。

また、飼い主がいないことも確認しておきましょう。

世話をしている猫に異常が見られる場合や病気の予防などについて、動物病院に相談しましょう。

○ 周辺の清掃

周辺住民の理解を得るためにも、餌やり場やトイレを含めた周辺の清掃を行い、環境美化に努めましょう。

(動愛条例第 14 条(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項))



○ 周辺住民の理解を得る

野良猫の世話をする際は、周辺住民に活動の趣旨を理解してもらい、猫の餌やり場やトイレの設置、餌やりの時間等、活動の趣旨などの活動内容を説明しておきましょう。

トイレを設置していても、世話をしている猫がご近所で



ふん尿をしているかもしれません。

また、地域には猫が苦手な方やアレルギーをお持ちの方がいるかもしれません。

周辺住民の方に十分な説明や理解を得ないまま猫の世話をしていると、トラブルにつながることもあります。

猫の世話をを行う方には、飼い主と同等の責任が求められることがあります。

周辺住民には、野良猫問題を解決するための活動であることを丁寧に説明して理解していただくとともに、苦情などがあった場合は適切に対処しましょう。

活動を理解してもらうために、地域の中でコミュニケーションを深めましょう。



○ 届出・お問合せ先

野良猫で困っている場合は（不妊手術事業等）

相談者の居住地	お問合せ先
中央区（三方原地区を除く）	動物愛護教育センター（053-487-1616）
浜名区、天竜区 中央区（三方原地区のみ）	保健所 浜北支所（053-585-1398）

子猫（3か月齢未満）の引取り相談

	お問合せ先
飼い主のいない、保護した子猫 についての引取り相談	動物愛護教育センター（053-487-1616） 保健所浜北支所（053-585-1398） 保健所保健総務課（053-453-6111） 東行政センター（053-424-0164）
（餌やりをしていた野良猫や その猫が生んだ子については、 「飼い猫」の扱いとなりますので、 「飼い猫」のお問合せ先を 参照ください）	西行政センター（053-597-1117） 南行政センター（053-425-1382） 北行政センター（053-523-3120） 天竜区役所まちづくり推進課（053-922-0033） 春野支所（053-983-0001） 佐久間支所（053-966-0002） 水窪支所（053-982-0002） 龍山支所（053-966-2113）

～ 地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指して ～

○ 地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼養管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

○ 地域猫活動とは

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指して、不妊手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことを目的としています。

ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を要しますので、当面は、これ以上増やさない、無責任な餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。

地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫と異なります。餌や水やりの場所は決められ、ふん尿の処理や周辺の清掃なども行います。不妊手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼養管理することで、野良猫によるトラブルをなくするための試みであることを理解しなければなりません。

○ TNR 活動とは

野良猫の繁殖を抑えて、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、猫を捕獲（Trap）し、不妊手術（Neuter）を施して、元の縄張りに戻す（Return）活動です。

地域猫活動の基本となる考え方です。

浜松市では、市民・浜松市・動物病院の3者協働で、野良猫との共生を推進する事業を行っています。この中で、不妊手術費についても3者が負担する仕組みがあり、市民負担の軽減を図っています（事業の相談先はP.22）。



V. その他

○ 災害対策

災害発生時、直ちにペットを守ることができるのは飼い主だけです。ただ、自宅が被害を受け、生活が困難になってしまった場合、ペットとともに自宅にとどまるという選択は、自身とペットの両方を危険にさらすこととなります。お互いの身を守るためにも、ペットと避難所に避難しましょう。浜松市では、「ペット同行避難マニュアル」を作成していますので、参考にしてください。

(ペット同行避難マニュアル <https://www.hama-aikyou.jp/media/2023061-180956-159.pdf>)

また、災害時における被害を軽減させるためには、普段からの準備も重要です。ペットのための水やフードの必要備蓄量は1か月分をめやすとし、備蓄した水やフードを日常生活でも消費することで新鮮なものに更新していくローリングストックという備蓄方法がおすすめです。避難に必要なケージやリードも常に準備・点検をし、排せつ用のトイレシートや猫砂、治療中であれば薬の備蓄も必要です。



○ 人獣共通感染症

人獣共通感染症とは、人と動物（脊椎動物）が同じ病原体に感染し病気になるものをいいます。原因となる病原体は多くの種類があり、感染すると人や動物が重症化する場合があります。犬猫から感染する場合がありますので、野良猫等に触った後は手洗いをし、自分の顔周りをなめさせないなどの注意が必要です。

近年特に注意が必要な疾患として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）があげられます。SFTSは、ウイルスを原因とする感染症で、マダニにかまれることで感染します。また、犬猫の排泄物や体液等から感染する場合があります。患者の約3割が死亡し、特に高齢者は重症化しやすいと考えられています。人の主な症状は、発熱、全身倦怠感、消化器症状などです。

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 動物の飼養等（第7条—第17条）
- 第3章 特定動物の飼養等（第18条・第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物であつて、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための建物その他の工作物をいう。
- (4) 係留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障の防止のため、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主になろうとする者の責務）

第5条 飼い主になろうとする者（犬猫等販売業者（法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。）を除く。）は、動物の飼養等に先立ち、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養等をする生活環境等に適した動物であつて、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）ができるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養等をしようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

2 飼い主は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養等を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養をするよう努めるとともに、やむを得ず飼養等を行うことができなくなった場合には、適正に飼養等を行うことができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の飼養等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主(特定動物(法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。)の飼い主を除く。)は、その飼養等を行う動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水を行うこと。

(2) 飼養等を行う動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養等が可能な数とすること。

(3) 適正に飼養等ができる施設を設けること。

(4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。

(5) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

(6) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。

(7) 疾病の予防等健康管理を行うこと。

(8) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。

(9) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておくこと。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養等を行う犬(以下「飼い犬」という。)について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 人の生命、身体及び財産に危害を加えることがないように適正なしつけを行うこと。

(2) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な運動をさせること。

(3) 飼い犬を施設の敷地外に連れ出すときは、当該飼い犬の排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、犬のふん等を処理するための用具を携行して排せつしたふん尿を直ちに除去することその他の適切な処理を行うこと。

(4) 訓練させ、移動させ、又は運動させるときは、これを制御することができる者に行わせること。

(5) 飼い犬がみだりに繁殖して適正な飼養等を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

(6) 他人の見やすい場所に飼い犬の飼養等を行っている旨の表示を行うこと。

(飼い犬の係留)

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を係留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）をその目的のため使用する場合

(2) 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

（飼い犬の加害の届出）

第10条 飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該飼い犬の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。

2 飼い犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。）をかんだときは、当該飼い犬の飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

（飼い犬による被害の届出）

第11条 人の生命、身体又は財産が飼い犬に危害を加えられたときは、その被害者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るよう努めなければならない。

（加害飼い犬の飼い主に対する措置命令）

第12条 市長は、人の生命、身体又は財産に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命じるものとする。

（猫の飼い主の遵守事項）

第13条 猫の飼い主は、第7条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする猫（以下「飼い猫」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排せつ物のしつけを行う等周辺の生活環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないように努めること。

(2) 飼い猫の健康及び安全を保持する観点から、屋内での飼養等に努めること。

(3) 飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

（飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項）

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者の理解を得られるよう努めなければならない。

（犬及び猫の譲渡）

第15条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫について、同条第4項の規定による譲渡しをするときは、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等をするできると認める者に譲渡しをするよう努めるものとする。

（負傷した犬、猫等の治療等）

第16条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（犬又は猫の多頭飼養の届出）

第17条 犬又は猫の飼い主（第1種動物取扱業者（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者をいう。）、第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）その他規則で定める者を除く。附則第3項において同じ。）は、同一敷地内にある施設において当該飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。第3項及び附則第3項において同じ。）の数を合計した数が規則で定める数以上となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、当該敷地ごとに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項（規則で定める事項に限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨及び当該変更があった事項を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が同項の規則で定める数未満となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 特定動物の飼養等

（特定動物の飼い主の遵守事項）

第18条 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水を行うこと。

(2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。）の内外を常に清潔にしておくこと。

(3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

(4) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

(5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。

(6) 逸走した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。

(7) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。

(8) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておくこと。

2 特定動物の飼い主は、地震等の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の逸走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。

3 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を市長及び管轄警察署に通報しなければならない。

4 特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該特定動物の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（特定動物の飼い主に対する措置命令）

第19条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、

特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、当該特定動物の殺処分その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を命じることができる。

第4章 雑則

(立入調査等)

第20条 市長は、特定動物の管理について必要があると認めるときは、特定動物の飼い主その他の関係者に報告を求め、又はその職員をして、当該特定動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 市長は、動物（特定動物を除く。以下この項において同じ。）の管理について必要があると認めるときは、その職員をして、動物の飼養等をする場所に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員の設置)

第21条 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第19条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第20条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第3項の規定による通報をしなかった者

(2) 第18条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条又は第10条第1項前段の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(3) 第20条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、同年10月1日から施行する。

(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例及び浜松市飼い犬条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）

(2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が第17条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。

4 令和6年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは、「前条第1項（第8号を除く。）」とする。

5 令和6年9月30日までの間における第28条の規定の適用については、同条中「前5条」とあるのは、「第23条から第26条まで」とする。

6 この条例の施行前に特定動物の飼い主が附則第2項（第2号を除く。）の規定による廃止前の浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧動物愛護条例」という。）第3条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合における特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置については、旧動物愛護条例第4条の規定の例による。

7 この条例の施行の際現にされている旧動物愛護条例第4条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めについては、なおその効力を有する。

8 この条例の施行前に人・家畜・農作物等に被害を加えた犬の飼い主に対する当該飼い犬の処分又は飼い犬の性癖の矯正若しくは危害防止のために必要な処置については、附則第2項（第1号を除く。）の規定による廃止前の浜松市飼い犬条例（以下「旧飼い犬条例」という。）第7条の規定の例による。

9 この条例の施行の際現にされている旧飼い犬条例第7条の規定による命令については、なおその効力を有する。

10 附則第6項の規定により旧動物愛護条例第4条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による命令に違反する行為、附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めに違反する行為、附則第8項の規定により旧飼い犬条例第7条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為並びに前項の規定によりなおその効力を

有することとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



浜松市犬猫適正飼養ガイドライン

< 発 行 > 浜松市

< 編 集 > 浜松市動物愛護教育センター

TEL : 053-487-1616 FAX : 053-487-1675

< 発行年月 > 令和 6 年 4 月

イラスト：フリーイラスト素材集 ジャパクリップ
いらすとや